

議案第2号 東松山都市計画生産緑地地区の変更について (東松山市決定)

1 変更の内容

都市計画生産緑地地区中高坂第9号生産緑地地区を廃止します。

上記の結果、生産緑地地区の数及び面積は次のとおりとなります。

[変更前後対照表]

	変更前	変更後	増減
地区数	28 地区	27 地区	△1 地区
面積	約 3.42ha	約 3.27ha	約 △0.15ha

2 変更の理由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、東松山都市計画生産緑地地区を廃止するものです。

3 経緯の概要

行為制限の解除	令和7年 9月 6日
県知事協議	令和7年 9月 29日
県知事回答	令和7年 10月 10日
案の縦覧	令和7年 11月 19日から ※意見書なし 令和7年 12月 3日まで
市都市計画審議会	令和8年 1月 23日
都市計画変更告示	令和8年 1月 (予定)

4 計画書

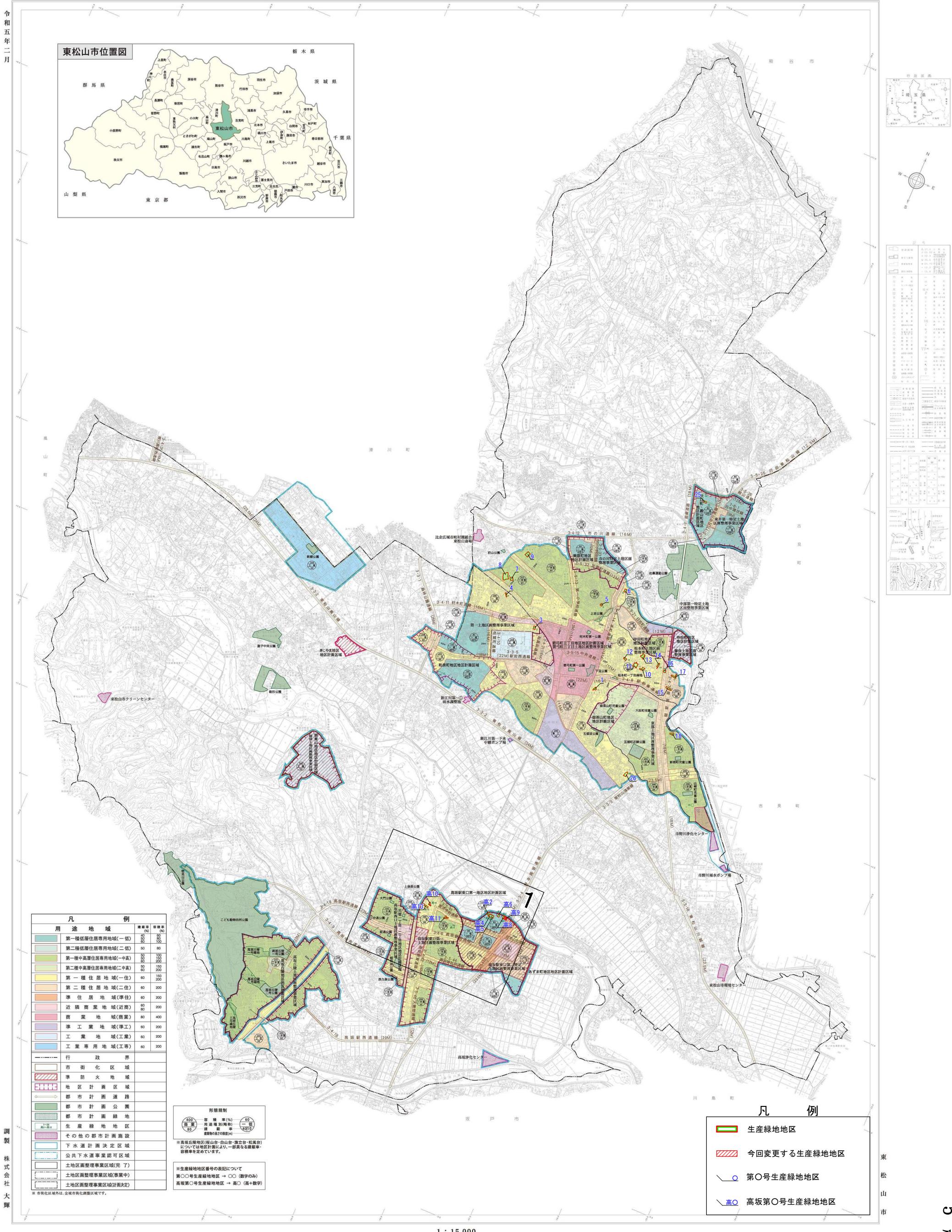
東松山都市計画生産緑地地区の変更（東松山市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中高坂第9号生産緑地地区を廃止する。

理由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

総括図 東松山市都市計画図



6 変更(決定)概要図

